

1 趣旨

平成30年北海道胆振東部地震による被害の状況等に鑑み、犯罪収益移転防止法施行規則上の本人特定事項の確認方法等に関し、特例を設けることとするもの。

※ これまでの同様の特例措置

災害名	公布・施行日	削除日
平成23年東北地方太平洋沖地震	平成23年3月25日	平成24年4月1日
平成28年熊本地震	平成28年4月22日	平成29年4月1日
平成30年7月豪雨	平成30年7月13日	施行中

2 概要

(1) 寄附金の振込に際しての取引時確認対象取引の特例(規則第4条関係)

平成30年北海道胆振東部地震に係る寄附のために行われる現金送金(送金先口座が専ら寄附を受けるために開設されたものに限る。)については、その額が200万円以下のものに限り、取引時確認義務の対象取引から除くこととする。

(2) 被災者の本人特定事項の確認方法の特例(規則第6条関係)

平成30年北海道胆振東部地震で被災した顧客であって、正規の本人特定事項の確認方法によることが困難であると認められるものに係る本人特定事項の確認方法は、暫定的な措置として、当分の間、当該顧客から申告を受ける方法とすることができることとする。

この場合において、特定事業者は、当該顧客について、正規の確認方法によることができることとなった後、遅滞なく、その方法による確認を行うものとする。

(3) 施行期日

公布の日

3 その他

緊急に制定する必要があるため、意見公募手続は行わない。

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 2</p>	<p>明治150年記念平成30年度全国警察柔道選手権大会及び全国警察剣道選手権大会の開催について</p>	<p>平成30年9月13日</p> <p>人事課</p>
<p>1 開催日時</p> <p>平成30年9月25日（火）午前9時から午後6時ころまで</p> <p>2 開催場所</p> <p>日本武道館</p> <p>3 登録選手（柔道・剣道合計450名）</p> <p>(1) 柔道 252名</p> <p>男子 177名・女子 75名</p> <p>(2) 剣道 198名</p> <p>男子 109名・女子 89名</p> <p>4 競技方法</p> <p>(1) 柔道（トーナメント戦）</p> <p>ア 男子個人戦</p> <p>100kg超級・100kg級・90kg級・81kg級・73kg級・66kg級・60kg級</p> <p>イ 女子個人戦</p> <p>70kg超級・70kg級・63kg級・52kg級</p> <p>(2) 剣道（トーナメント戦）</p> <p>男子個人戦及び女子個人戦</p> <p>5 今後の大会予定</p> <p>(1) 10月22日（月） 明治150年記念平成30年度全国警察柔道大会</p> <p>(2) 10月23日（火） 明治150年記念平成30年度全国警察剣道大会</p> <p>(3) 11月16日（金） 平成30年度全国警察逮捕術大会及び全国警察拳銃射撃競技大会</p>		

公安委員会	第38回ASEAN警察長官会合	平成30年9月13日
説明資料No. 3	(ASEANAPOL) の開催結果について	国際課

1 ASEAN警察長官会合アセアナポール (ASEANAPOL)

- ASEAN警察長官会合 (ASEANAPOL) は、加盟国警察間の交流促進を目的として1981年に結成。現在は、ASEAN加盟全10か国で構成。
- 日本は、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、ロシア等とともに、ダイアログ・パートナーとして参加。

2 第38回会合の概要

(1) 日程及び開催場所

2018年9月3日（月）から5日（水）まで
ブルネイ

(2) 出席者（首席代表）

加藤長官官房審議官（国際担当）

(3) 会合の概要

ア 全体会合、首席代表会合等の各種セッションで、国際犯罪対策、国際テロ対策等を幅広く議論。

イ 当方からは、首席代表会合で、ダイアログ・パートナーとして発言するとともに、インドネシア等の首席代表との間で二者会談を実施し、警察当局間の連携強化を確認。

ウ 次回第39回会合は、2019年にベトナムで開催予定。

公安委員会	平成30年上半期における交通死亡	平成30年9月13日
説明資料No. 4	事故の特徴等について	交通企画課

1 平成30年上半期における交通死亡事故の特徴について

- 交通事故死者数は減少傾向（1,603人）。
人口10万人当たり死者数も同様に減少傾向。
- 免許人口10万人当たり死亡事故件数は、高齢運転者で増加。過去10年では引き続き減少傾向。
- 全死者数の約4分の1を占める高齢歩行者のうち、「法令違反あり」が約6割で、内訳では「横断違反」の割合が高い。

2 薄暮時間帯における死亡事故に係る分析

- 日没後1時間の死亡事故が10月～12月にかけて大幅に増加。
- 死傷した高齢歩行者の反射材用品等の着用率は、高齢歩行者全体の着用率（サンプル調査）よりも低い。
- 「自動車対歩行者」事故の時間当たり発生件数は、昼間と比べて約4倍。
- 「自動車対歩行者」事故のほとんどが横断中に発生。
- 信号機のない横断歩道における歩行者事故では、車両側の横断歩道手前での減速が不十分な状況。

3 今後の対策

(1) 共通

薄暮時間帯の死亡事故は年末にかけて大幅に増加し、特に日没後に多く発生すること等を周知して安全意識の醸成を図る。

(2) 運転者関係

横断歩道手前における減速義務と横断歩道における歩行者優先義務を再認識させる。

(3) 歩行者関係

反射材用品等の着用促進を図るとともに、横断歩道付近では交通ルールを遵守して横断歩道を渡るよう周知する。

<p>公安委員会 説明資料No. 5</p>	<p>平成30年秋の全国交通安全運動の 実施について</p>	<p>平成30年9月13日 交通企画課</p>
<p>1 実施期間 平成30年9月21日(金)から同月30日(日)までの10日間</p> <p>2 主催 内閣府・警察庁等10府省庁、都道府県、市区町村、関係13団体</p> <p>3 運動の目的、運動重点等 広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 全国重点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止 ○ 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止 ○ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ○ 飲酒運転の根絶 <p>(2) 地域重点 地域の交通事故実態等に即して必要があるときは定めることができる。</p> <p>4 警察における重点的取組 各都道府県における交通事故実態等についての精緻な分析結果を基に、地域の実情を踏まえたきめ細かな交通事故防止対策を実施</p> <p>(1) 歩行者関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 地域の実態に即した街頭での交通安全指導、保護・誘導活動の徹底 イ 反射材用品等の普及・着用の促進 ウ 横断歩道付近では交通ルールを遵守して横断歩道を渡ることの広報啓発 <p>(2) 自動車運転者関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 前照灯の早めの点灯や夜間の対向車・先行車がない状況における上向き点灯(ハイビーム)の使用の励行等の広報啓発 イ 横断歩道手前における減速義務と横断歩道における歩行者優先の広報啓発 ウ シートベルトやチャイルドシートの適切な使用に関する広報啓発 <p>(3) 高齢者関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの交通安全教育及び広報啓発 イ 安全運転サポート車(セーフティ・サポートカーS)の普及啓発 <p>(4) 自転車利用者関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 「自転車安全利用五則」を活用した交通安全教育 イ 全ての自転車利用者、特に中学・高校生及び高齢者に対するヘルメット着用の促進 		